The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ネットワーク環境における著作物と商標の保護 : 日中の比較を中心として
Author(s)	陳, 思勤
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27268
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【8】

氏　　名	陳　　思　勤（チン　シ　キン）(CHEN Siqin)
博士の専攻分野の名称	博　士（法学）
学位記番号	第　25803　号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	**ネットワーク環境における著作物と商標の保護** **――日中の比較を中心として――** Protection of Copyrighted Works and Trademarks in the Network Environment- with a Focus on a Comparison between Japan and China -
論文審査委員	（主査） 教　授　茶園　成樹 （副査） 教　授　青江　秀史　　准教授　長田　真理

論文内容の要旨

本稿は、日中両国の立法、裁判例、学説などの比較研究を通じて、ネットワーク環境における著作物と商標の保護をめぐって、その法的規律のあり方を考察するものである。

ネットワーク環境における著作物の保護に関する第1部では、日中両国の裁判例と学説を比較分析して、ネットワークを利用した著作物の利用行為ないし侵害行為に関する間接関与者の責任を中心に考察した。その結論として、著作物の直接利用行為が著作権侵害である場合に、日本法のようにカラオケ法理によるか、それとも中国法のように共同不法行為の構成を採るかという具体的な手法において差異が見られるものの、いずれの国も著作権者に実効的な救済を与えるために、侵害コンテンツへのリンクの提供、侵害コンテンツの検索、P2Pソフト・投稿サイトによる侵害コンテンツの共有などのサービスを提供することによって直接の侵害行為に関与する間接関与者に対し、差止と損害賠償を認めるための法的手段を適切に確保していると評価した。また、損害賠償を認める際に必要となる間接関与者の過失の認定について、間接関与者の具体的な関与の態様、直接侵害行為の顕著性などの要素をもとに、総合的に注意義務の程度を判断すべきであると主張した。これに対して、著作物の直接利用行為が著作権侵害ではない場合に、日本法のようにカラオケ法理を用いて差止まで認めることには反対し、むしろ補償金制度を参考に、経済的利益の調整とりわけ事前課金制度の導入が望ましいと提唱した。

ネットワーク環境における商標の保護に関する第2部では、まず第4章において、商標法と不正競争防止法を中心に、商標の保護に関する両国の現行法を整理し比較した。

そして、第5章ではBtoC型の電子商取引において、ネットショップ等による商標権侵害行為に関与する間接関与者であるモール等運営者の責任について、日中の裁判例と学説などを素材に検討した。その結論として、モール等運営者が商標権者からの通知によって侵害行為の存在を認識した後に、侵害情報を削除するなどの事後救済義務を肯定すべきであることはもちろん、商標権者からの通知を受ける前に自発的にモール上の情報を審査し侵害を予防する事前審査義務についても、モール等運営者がモール上の商標権侵害行為を識別することが困難であるとしても、事前審査義務を当然に否定するのではなく、ネット上の侵害事件の発生率を含む社会情勢、技術水準、商標権侵害行為の顕著性などの要素をもとに総合判断して、客観的に妥当とされる程度の審査体制を整備しモール上の商標権侵害行為を監視するという事前審査義務があると主張した。

最後に第6章では、インターネット上のキーワード検索における商標保護の問題について、直接行為者であるサービス利用者の行為の性質と、間接関与者である検索サービスを提供するISPの責任の双方に着目して、日中の裁判例と学説を素材に考察した。その結論として、直接行為者の行為の形態が、他人の商標を検索キーワードとして登録使用し、しかも当該キーワードを直接行為者のサイトないし検索結果画面上の広告内容などにおいても表示するような場合には、日本法においても中国法においても商標権侵害ないし不正競争行為と判断される。しかし、商標が検索結果画面のどこにも視認できない場合には、日本の現行法の下において、「商標的使用」および「商品等表示としての使用」がハードルになり、直接行為者の行為を商標権侵害ないし不正競争行為と認めることが困難である。これに対して、中国商標法上、当該商標が著名商標であれば、検索キーワードとして登録使用することがその著名商標を希釈化もしくははただ乗りするものと考えられ、商標権侵害行為と判断できると指摘した。また、検索サービスを提供するISPの責任について、ISPが提供するサービスの性質と、ISPの情報収集能力を考慮すれば、商標権者を保護するために、ISPに合理的な注意義務として、検索キーワードの登録使用状況を審査し商標権の侵害を予防する一定の事前審査義務を課しても酷とはいえないと主張し、さらに、事前審査義務の具体的な内容について、著名商標を中心に商標権侵害行為ないし不正競争行為を監視する体制の整備を提唱した。

論文審査の結果の要旨

陳思勤氏が提出した論文「ネットワーク環境における著作物と商標の保護――日中の比較を中心として――」は、日中両国の立法、裁判例、学説などの比較研究を通じて、ネットワーク環境における著作物と商標の保護をめぐって、その法的規律のあり方を考察するものである。

第1部は、ネットワーク環境における著作物の保護に関するもので、日中両国の裁判例と学説を比較分析して、ネットワークを利用した著作物の利用行為ないし侵害行為に関する間接関与者の責任を中心に考察する。その結論として、著作物の直接利用行為が著作権侵害である場合に、日本法のようにカラオケ法理によるか、中国法のように共同不法行為の構成を採るかという具体的な手法において差異が見られるものの、いずれの国も著作権者に実効的な保護を与えるために、侵害コンテンツへのリンクの提供、侵害コンテンツの検索、P2Pソフト・投稿サイトによる侵害コンテンツの共有などのサ

ービスを提供することによって直接の侵害行為に関与する間接関与者に対し、差止と損害賠償を認めるための法的手段を適切に確保していると評価する。また、損害賠償を認める際に必要となる間接関与者の過失の認定について、間接関与者の具体的な関与の態様、直接侵害行為の顕著性などの要素をもとに、総合的に注意義務の程度を判断すべきであると主張する。他方、著作物の直接利用行為が著作権侵害ではない場合に、日本法のようにカラオケ法理を用いて差止まで認めることには反対し、むしろ補償金制度を参考に、経済的利益の調整とりわけ事前課金制度が望ましいと提唱する。

第２部は、ネットワーク環境における商標の保護に関するもので、まず、前提作業として、第４章において、商標法と不正競争防止法を中心に、商標の保護に関する両国の現行法を整理し比較する。

そして、第５章では、BtoC型の電子商取引において、ネットショップ等による商標権侵害行為に関与する間接関与者であるモール等運営者の責任について、日中の裁判例と学説などに基づいて検討する。その結論として、モール等運営者が商標権者からの通知によって侵害行為の存在を認識した後に、侵害情報を削除するなどの事後救済義務を肯定すべきであることはもちろん、商標権者からの通知を受ける前に自発的にモール上の情報を審査し侵害を予防する事前審査義務についても、モール等運営者がモール上の商標権侵害行為を識別することが困難であるとしても、事前審査義務を当然に否定するのではなく、ネット上の侵害事件の発生率を含む社会情勢、技術水準、商標権侵害行為の顕著性などの要素をもとに総合判断して、客観的に妥当とされる程度の審査体制を整備し、モール上の商標権侵害行為を監視するという事前審査義務があると主張する。

最後に、第６章では、インターネット上のキーワード検索における商標保護の問題について、直接行為者であるサービス利用者の行為の性質と、間接関与者である検索サービスを提供するISPの責任の双方に着目して、日中の裁判例と学説に基づいて考察する。その結論として、直接行為者の行為の形態が、他人の商標を検索キーワードとして登録使用し、しかも当該キーワードを直接行為者のサイトないし検索結果画面上の広告内容などにおいても表示するような場合には、日本法においても中国法においても商標権侵害ないし不正競争行為と判断される。他方、商標が検索結果画面のどこにも視認できない場合には、日本の現行法の下では、「商標的使用」および「商品等表示としての使用」がハードルになり、直接行為者の行為を商標権侵害ないし不正競争行為と認めることが困難である。これに対して、中国商標法においては、当該商標が著名商標であれば、検索キーワードとして登録使用することがその著名商標にただ乗りするものと考えられ、商標権侵害行為と判断できると指摘する。そして、検索サービスを提供するISPの責任について、ISPが提供するサービスの性質と、ISPの情報収集能力を考慮すれば、商標権者を保護するために、ISPに合理的な注意義務として、検索キーワードの登録使用状況を審査し商標権の侵害を予防する一定の事前審査義務を課しても酷とはいえないと主張し、さらに、事前審査義務の具体的内容として、著名商標を中心に商標権侵害行為ないし不正競争行為を監視する体制の整備を提唱する。

本論文は、審査委員全員が、豊富な文献に基づき、ネットワーク環境における著作物の商標の保護について、日本法と中国法の比較検討を、豊富な文献に基づき、真正面から取り組む意欲的な研究であり、十分に博士の学位を授与するに値するものと評価するものである。